

浄化槽法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第四十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

浄化槽法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年四月一日とする。

## 理由

浄化槽法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。